

令和2年3月30日

教職員 各位

総務広報課長

子の看護休暇の取得要件を追加する期間の延長について（通知）

標記については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、既に令和2年3月5日付け学長通知「子の看護休暇の取得要件の追加について（通知）」により取り扱うこととしておりましたが、事態の収束にはなおも時間を要することが想定されることから、以下のとおり適用期間を延長することとしましたのでお知らせします。

記

**学長通知「5. 本取扱いの適用期間」の事項**

令和2年2月27日から令和2年9月30日まで

ただし、「1. 追加する取得要件」のうち①は、当初計画されていた休業日（春休み・夏休み等）は対象とならない。

また、新型コロナウイルス感染症の流行が拡大し、適用期間を延長する場合は、別途通知する。

以上

（担 当）

総務広報課労務管理係（内線5018）

# 病 気 休 暇 ・ 特 別 休 暇 簿

令和 2 年

所属	氏名
----	----

※ 休暇の 種 類	※ 期 間		※ 理 由	※ 本人印	※ 請 求 (申出) 月 日	承認の 可 否	決 裁		備 考
							課長 室長	勤務時間 管理員	
<input type="checkbox"/> 病気  <input checked="" type="checkbox"/> 特別	3月 3日 8時 30分から	1日	子の看護休暇		3月 2日	<input type="checkbox"/> 承認			新型コロナウイルス感染症の 拡大防止のため小学校が臨 時休業したが、他に子の世 話を行う者がいないため
	3月 4日 12時 00分まで	3時 30分							
<input type="checkbox"/> 病気	月 日 時 分から	日			月 日	<input type="checkbox"/> 承認			
<input type="checkbox"/> 特別	月 日 時 分まで	分				<input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> 病気	月 日 時 分から	日			月 日	<input type="checkbox"/> 承認			
<input type="checkbox"/> 特別	月 日 時 分まで	分				<input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> 病気	月 日 時 分から	日			月 日	<input type="checkbox"/> 承認			
<input type="checkbox"/> 特別	月 日 時 分まで	分				<input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> 病気	月 日 時 分から	日			月 日	<input type="checkbox"/> 承認			
<input type="checkbox"/> 特別	月 日 時 分まで	分				<input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> 病気	月 日 時 分から	日			月 日	<input type="checkbox"/> 承認			
<input type="checkbox"/> 特別	月 日 時 分まで	分				<input type="checkbox"/> 不承認			

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

令和2年3月5日

教職員 各位

学長 空閑良壽

### 子の看護休暇の取得要件の追加について（通知）

国の新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日）」が決定され、感染拡大防止策を講じることにより、流行の早期収束を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑えることなどを目的として、国民及び企業に対して、様々な取組が求められているところです。

このたび、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、法令に基づき、北海道内の小中学校及び特別支援学校を臨時に休業する取扱いがなされたことを踏まえて、子の養育を行う職員の仕事と生活の調和の観点から、子の看護休暇の取得要件に、下記の内容を加えることとします。

管理監督者等は、子の養育を行う職員の状況を把握するとともに、所属する教職員の仕事と生活の調和にご配慮願います。

なお、本取り扱いについて不明な点がある場合や、職員が長期間出勤困難になるなどして、業務運営に大きな影響を及ぼす可能性がある場合には、総務広報課労務管理係（内線5018）まで相談ください。

### 記

#### 1. 追加する取得要件

次に掲げる子を養育する職員であって、他に当該子の世話をを行うことができる者がなく、職員が自ら当該子の世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合

- ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき、幼稚園及び小学校（特別支援学校の幼稚部及び小学部を含む。以下「学校」という。）の設置者が、臨時に学校の全部又は一部の休業を行った学校に就学している子を養育する職員
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、認可保育所、保育所型認定こども園、各地方裁量型認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設（以下「保育所等」という。）の設置者が、臨時に保育所等の全部又は一部の休業を行った保育所等に入所している子を養育する職員

#### 2. 付与日数

現行の範囲内の期間※とは別に、上記1. の要件により勤務しないことが相当であると認められる期間取得することができる。

※職員就業規則の適用を受ける者にあつては一の年（1月1日から12月31日まで。）、非常勤職員就業規則の適用を受ける者にあつては一の年度（4月1日から翌年の3月31日まで。）において、5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては10日）の範囲内の期間

### 3. 休暇の単位

必要に応じて1日、1時間又は1分

### 4. 対象となる職員

すべての職員

### 5. 本取扱いの適用期間

令和2年2月27日から令和2年3月31日

ただし、「1. 追加する取得要件」のうち①は、当初計画されていた休業日（春休み）は対象とならない。

また、新型コロナウイルス感染症の流行が拡大し、適用期間を延長する場合は、別途通知する。

### 6. 届出の方法

「病気休暇・特別休暇簿」を使用し申請手続きを行うこと。なお、理由欄に「子の看護休暇」、備考欄に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため〇〇が臨時休業したが、他に子の世話をを行う者がいないため」と記載すること。

以上

(担 当)

総務広報課労務管理係（内線5018）